

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日の日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保安林の指定の解除予定(四件)(造林課)
- ◇ 告 示 林業改良指導員資格試験の実施(〃)

告 示

鳥取県告示第五百二十二号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	題 名	号 数	発 行 記 号 等	類 別	表示された発行所名
4091	雑誌その他 の刊行物	感じさせてBABY2		雑誌 4252 1-41	雑誌	講談社
4092	"	ダッチー理緒		雑誌 5321 1-51	雑誌	司書房
4093	"	ももだっち vol.2		雑誌 5321 1-43	雑誌	司書房
4094	"	あの娘と Time タイム		雑誌 5321 1-52	雑誌	司書房
4095	"	真夜中のレヂヤ		雑誌 5321 1-37	雑誌	司書房
4096	"	あの娘は田な優等生		なし	なし	フランス書院
4097	"	美少女ばーてい		なし	なし	フランス書院
4098	"	パコパコしましよ		なし	なし	フランス書院
4099	"	君の瞳にドッキン		なし	なし	フランス書院
4100	"	えっちなおクスリ		なし	なし	フランス書院
4101	"	ちよっとH気分1		なし	なし	フランス書院
4102	"	美奈都ちゃん・17歳1		なし	なし	フランス書院
4103	"	おねえさんにゴックン1		雑誌 5091 4-15	雑誌	松文館
4104	"	放課後の新ボナト2		雑誌 5141 2-19	雑誌	松文館
4105	"	未確認ヒコー体験		雑誌 5141 2-31	雑誌	松文館

4106	"	猫よりたいへん	雑誌 5 1 4 1 2—32	松文館
4107	"	仔猫ちゃんクラフ	雑誌 5 1 4 1 2—40	松文館
4108	"	隣のミヨちゃん	雑誌 5 5 4 1 1—41	東京三世社
4109	"	かわいい女の子の缶詰	雑誌 5 2 1 1 2—19	東京三世社
4110	"	診察室の天使	雑誌 5 2 1 1 2—46	東京三世社
4111	"	デュアル	雑誌 5 2 1 1 1—71	東京三世社
4112	"	BE MY SYSTER	雑誌 5 2 1 1 2—48	東京三世社
4113	"	もう一度バイブレーション	雑誌 5 2 1 1 2—37	東京三世社
4114	"	レンタルラフ	雑誌 5 5 4 1 1—62	東京三世社
4115	"	でたらめラフストーリー	雑誌 5 2 1 1 2—41	東京三世社
4116	"	YERROW CORN	雑誌 5 2 1 1 2—28	東京三世社
4117	"	めぐみフカーエバー	雑誌 5 1 8 1 1—55	辰巳出版
4118	"	ミルク☆パーティー	雑誌 5 1 8 1 1—50	辰巳出版
4119	"	フリフリ白書	雑誌 5 1 9 1 1—67	辰巳出版
4120	"	ただ今アンスト募集中	雑誌 5 1 8 1 1—64	辰巳出版
4121	"	ページン vol.5	雑誌 5 3 9 1 0—39	三和出版

4122	"	バナナでキッス	なし	コスモ出版
4123	"	もっともっとなびー2	雑誌 5 0 4 1 6—97	ライド社
4124	"	校内写生1	雑誌 5 0 4 1 5—92	ライド社
4125	"	もうぎりぎり2	雑誌 5 0 4 1 6—69	ライド社

鳥取県告示第五百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡河原町大字高福字大ガンキョウ宮ノ上七七五の八（次の図に示す部分に限る。）、七七五の一五
 - 二 保安林として指定された目的
なだれの防止
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字岩本字沓井一四一五の三から一四一五の五まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字下菅田一九二九の三、一九三一の三、一九三

一の一、一九三二の六から一九三二の八まで、一九三四の三、一九三四の四、一九三五の六、一九三六の七から一九三六の一まで、一九四〇の二、一九四一の二、一九四二の五、一九四三の四、一九四四の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百二十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三平四八六の五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅
二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三平四八六の五(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

三 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三平四八六の五(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

用水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)

第2条の規定により、平成3年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成 3 年 7 月 5 日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者

なお、(4)の認定を受けようとする者は、5により受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)を除く。以下「大学」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成4年10月17日までに卒業する見込みの者

(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号(森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定する教育機関(以下「指定教育機関」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成3年10月18日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(以下「高等学校」という。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- (3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後平成3年10月18日までに、(2)のフ若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの
- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者
- 2 試験の日時
筆記試験 平成3年10月18日（金）9時から
口述試験 平成3年10月18日（金）13時から
- 3 試験の場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第15会議室、第16会議室及び大会議室
- 4 試験の方法
(1) 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。
(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次の項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

- (3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

- 5 受験手続
受験者は、次の(1)から(3)までに定めるところにより、受験願書を知事に提出すること。

- (1) 受付期間
平成3年8月5日（月）から同月30日（金）まで（郵送の場合は書留郵送とし、平成3年8月30日（金）までの消印のあるものは、有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書すること。）

- (2) 提出先
鳥取市東町一丁目220
鳥取県農林水産部造林課

- (3) 添付書類

- ア 履歴書
イ 1の(1)に該当する者においては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書
ウ 1の(2)に該当する者においては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び1の(2)のフ又はイの職務に係る勤務先の在職証明書
エ 1の(3)に該当する者においては、高等学校の卒業証明書又は検定合格証明書及び1の(2)のフ又はイの職務に係る勤務先の在職証明書
オ 写真（最近6箇月以内に撮影した正面、上半身無帽のライカ判で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

- 6 受験願書等の交付

受験願書（履歴書及び受験資格認定申請書を含む。）は、鳥取県農林水産部造林課において交付する。

郵便により請求する場合は、72円切手をはった、あて先明記の返信用

封筒を同封すること。

7 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,010円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に
はり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手料は、還付しない。

8 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合
格者には合格した旨を通知する。

9 その他

(1) 試験に關し不正行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある
者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に關する詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857
—26—7306）又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。